

老朽化した空家解体に補助金を交付します

かつらぎ町不良空家除却補助金

かつらぎ町では住宅等の空き家で倒壊等のおそれのある危険な建物を所有する方などに除却費用の一部を補助します。

最大 **50万円** (対象経費の4/5)

■対象となる空家

老朽化等により、基礎、土台、外壁、屋根等の損傷、柱の傾斜等が見受けられ、住宅不良度の測定基準により、今後倒壊等による危険性が伴う不良空家に該当するもの

※その他諸条件あり

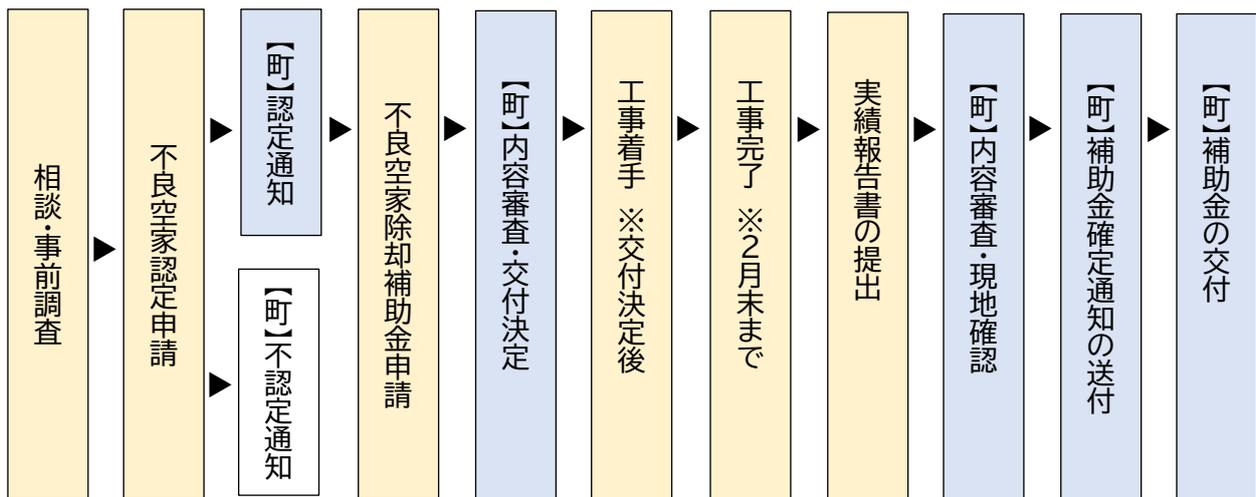
■対象となる方

- ア 対象となる空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）の所有者又はその相続人 ※法人は除く
- イ アに規定する者から除却についての同意を得た土地所有者 ※法人は除く
- ウ 不良空家の所在する自治区等の地縁団体

■対象となる工事 ※工事前の申請が必要です。

- ・ 補助対象者が発注する除却工事であり、建設業法の許可(土木工事業、建築工事業、解体工事業)を有する者又は再資源化に関する法律第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること
- ・ 補助対象建築物及びその敷地内に存する全ての工作物を除却すること
- ・ 家財道具、門、機械、車両等の処分費用等は除く

■補助金交付までの流れ



※不良が認められない場合は、補助金対象外となります。

※解体工事は2月末までに完了する必要があります。

かつらぎ町役場 まちづくり推進課 担当:古野・山本 (平日 8:30~17:15)

〒649-7192 かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

☎ 0736-22-0300 ✉ machi-ijyu@town.katsuragi.lg.jp